

が決議す。

組合の発展に必要の不備なる諸事項を調査し、その調査結果を基として、本年度の業務の展開に必要とした事項の採決を決定するものとする。

議案一覽如下の如し

◎第一本席合議事項の審議 (本席録出)

議案

◎議案

其 一

負債問題 参事會審

債權

債權問題

為百參事會審 (其日の代)

決定すべきの案を採る。

本組合の業務の発展に必要の不備なる諸事項を調査し、その調査結果を基として、本年度の業務の展開に必要とした事項の採決を決定するものとする。

報關法人協同會大坂支所

財團法人協同會大坂支所

### 修正の理由及要點

昨年八月の創立大會に於て制定された規約は非常に誤つた點が多く活動上不備であつたので昨年十一月の擴大執行委員會に於て暫定規約を制定し現在に至つたが尙不備な點少からず依つて茲に右の諸點を修正し提出したのである。

#### (一) 組織

従來の規約では一般労働組合としての本質が明確でなかつた。支部と工場分會との關係及本部との關係が統一してなかつた。本部から支部が單一組合化し恰も支部聯合體の如き状態となり組合全體としての統一がとれなかつた。之等を次の如く明確にした。

(イ) 本組合が産業別組合組織の完成の母體としての組織を明確にし産業別整理に關する規定を挿入した。

(ロ) 本組合に於て地域支部は組織單位であり組合活動の單位であること。